平成２１年（フ）第７６１号
茨城県小美玉市中延1170番地２　下田住宅17号
債務者　三浦　博信
1　決定年月日時　平成21年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第７７１号
茨城県鉾田市安房1403番地羽生住宅
債務者　市原千香子（旧姓小師）
1　決定年月日時　平成21年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第７７７号
水戸市元吉田町655番地の１　吉田コーポＢ棟102号、旧住所茨城県那珂市菅谷2328番地５
債務者　小林　義子
1　決定年月日時　平成21年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第４２号
埼玉県秩父市寺尾2355番地６　エステート柏Ｃ102、前の住所埼玉県秩父市下影森1187番地１
債務者　増田　朱美
1　決定年月日時　平成21年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
さいたま地方裁判所秩父支部破産係

平成２１年（フ）第２７２号
富山県砺波市中村359番地　グラシアス・トナミ303号
債務者　佐藤　武司
1　決定年月日時　平成21年12月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２１年（フ）第２７３号
富山県氷見市北大町２番31号
債務者　西川　憲子
1　決定年月日時　平成21年12月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２１年（フ）第２７６号
富山県氷見市稲積3687番地
債務者　宮下　和代
1　決定年月日時　平成21年12月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２１年（フ）第２７７号
富山県南砺市皆葎377番地
債務者　山本　美幸
1　決定年月日時　平成21年12月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２１年（フ）第１８８５号
京都府向日市鶏冠井町東井戸10番地の７
債務者　奥村喜美子
1　決定年月日時　平成21年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１９５２号
京都市右京区太秦乾町33番地15
債務者　山本惠実子
1　決定年月日時　平成21年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１９７１号
京都市山科区西野阿芸沢町１番地の７　山科団地Ｂ棟117
債務者　坂井　宏行
1　決定年月日時　平成21年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第２０６６号
京都府八幡市八幡山路74番地
債務者　伊藤　明之
1　決定年月日時　平成21年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第２１１３号
京都府向日市寺戸町中村垣内１番地の１　ヴィラパラディス109
債務者　嶋　　成実（旧氏名嶋康史）
1　決定年月日時　平成21年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第５０８号
兵庫県加古川市上荘町都台２丁目19番地の21、従前の住所兵庫県加古川市平岡町土山390番地平岡団地10―504号
債務者　木下一政こと　朴　　一政
1　決定年月日時　平成21年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第６６８号
兵庫県加古川市西神吉町岸500番地の３ローレルコート加古川707号
債務者　福原　　明
1　決定年月日時　平成21年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第６６９号
兵庫県加古川市西神吉町岸500番地の３ローレルコート加古川707号
債務者　福原　智子
1　決定年月日時　平成21年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第７１１号
兵庫県姫路市大塩町823番地12
債務者　奥住　経子
1　決定年月日時　平成21年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
神戸地方裁判所姫路支部